

# 特定地方公共団体の行う無料職業紹介事業の業務運営要領

平成 30 年 1 月

厚生労働省職業安定局

## 目次

<b>第 1 職業紹介事業の運営</b> .....	1
1 職業紹介 .....	1
(1) 職業紹介の意義 .....	1
(2) 職業紹介への該当性 .....	1
(3) 職業紹介事業.....	1
2 職業紹介事業の種類等 .....	2
(1) 無料職業紹介事業.....	2
(2) 国外にわたる職業紹介に関する法の適用 .....	2
<b>第 2 特定地方公共団体の行う無料職業紹介事業</b> .....	3
1 事業開始の通知手続.....	3
(1) 無料職業紹介事業の通知 .....	3
(2) 通知書の提出部数.....	5
(3) 管轄労働局の行う事務 .....	5
2 通知内容の変更手続.....	6
(1) 無料職業紹介事業の変更の通知 .....	6
(2) 通知書の提出部数.....	7
(3) 管轄労働局の行う事務 .....	7
3 事業廃止通知手続 .....	8
(1) 無料職業紹介事業の廃止の通知 .....	8
(2) 通知の効力 .....	8
(3) 特定地方公共団体の合併に係る取扱い .....	8
(4) 管轄労働局の行う事務 .....	8
4 名義貸しの禁止.....	8
5 職業紹介事業の取扱職種の範囲等 .....	8
(1) 通知者の手続.....	8
(2) 国外にわたる職業紹介を行う場合の取扱い .....	10
(3) 取扱職種の範囲等の届出等に係る留意事項 .....	10
(4) 取扱職種の範囲等の明示との関係（法第 29 条の 4、則第 17 条の 7） .....	10
(5) その他 .....	11
<b>第 3 無料職業紹介事業の運営</b> .....	12
1 指針の取扱い .....	12
2 職業紹介事業者間の業務提携 .....	17
(1) 基本的な考え方 .....	17
(2) 業務提携による職業紹介の主体 .....	18
(3) 労働条件等の明示（法第 5 条の 3） .....	18

(4) 求職者の個人情報の取扱い等（法第5条の4、第51条及び第51条の2）	18
(5) 求人・求職の申込み（法第5条の5・第5条の6第1項）	20
(6) 適格紹介（法第5条の7）	20
(7) 手数料（法第32条の3）	21
(8) その他	21
3 その他	21
(1) 職業選択の自由（法第2条）	21
(2) 労働争議に対する不介入（法第29条の8において準用する法第20条）	21
(3) 苦情処理に関する事項	22
(4) 秘密を守る義務（法第51条の2に関する事項）	22
(5) 職業紹介実績等の情報提供	23
(6) その他	24
<b>第4 求職者の個人情報の取扱い等</b>	25
1 概要	25
2 個人情報	25
3 個人情報の収集、保管及び使用	25
(1) 利用目的の特定	25
(2) 利用目的による制限	26
(3) 適正な取得	26
(4) データ内容の正確性の確保	27
(5) 安全管理措置	27
(6) 従業者の監督	27
(7) 委託先の監督	28
(8) 開示	28
(9) 訂正等	28
(10) 利用停止等	28
(11) 個人情報取扱事業者による苦情の処理	29
<b>第5 地方自治法に基づく対応等</b>	30
1 概要	30
2 特定地方公共団体への周知徹底	30
3 地方自治法に基づく対応	30
(1) 概要	30
(2) その他	31
<b>第6 その他</b>	35
1 職業紹介責任者講習に関する事項	35
2 地方公共団体が職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについて	35
3 職業紹介事業報告	36
(1) 概要	36

(2) 報告方法.....	36
(3) 報告様式.....	36
(4) 報告書の受理.....	36
(5) 取扱業務等の区分.....	37
(6) その他留意事項.....	37